

# 贈与・相続

本資料は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が作成したものです。本資料は、中立・公正な立場から金融リテラシー・マップに沿った金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図しておりません。J-FLECは、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しております。しかしながら、当該情報が正確であることを保証するものではありません。また、当該意見・見通しは、将来予告なしに変更される事があります。ご使用にあたっては、「[講師派遣で使用する教材の公開について](#)（「一般の方のご利用について」）」をご確認ください。（上記リンクをクリックあるいは下記二次元コードを読み取りいただくと、J-FLEC HP(発表・広報)に遷移します）。

**J-FLEC**

金融経済教育推進機構

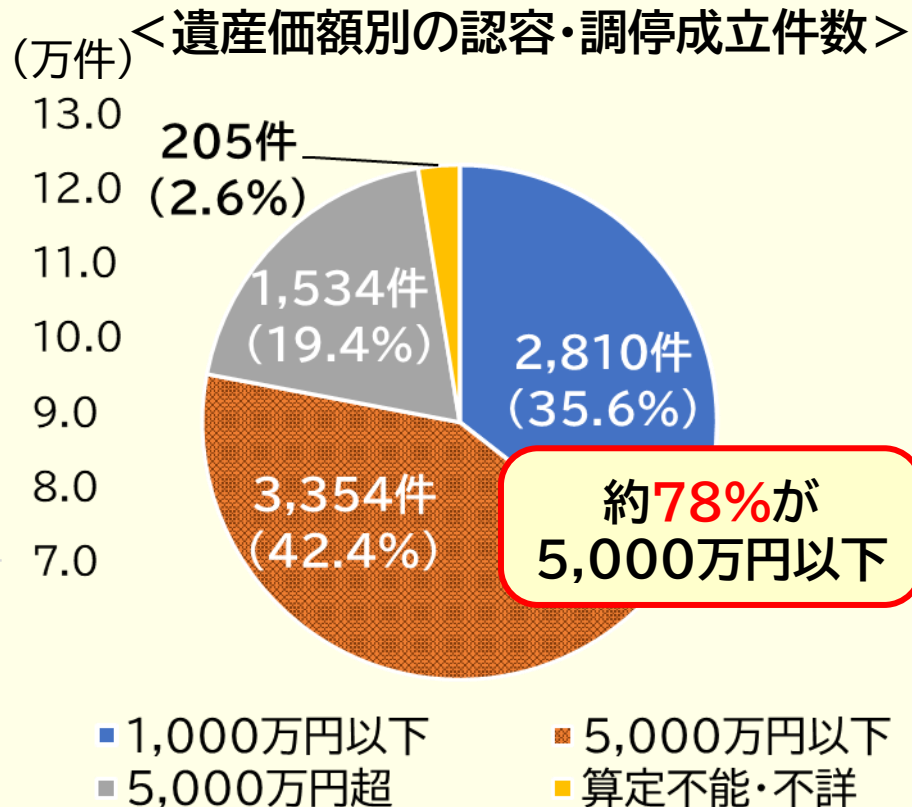
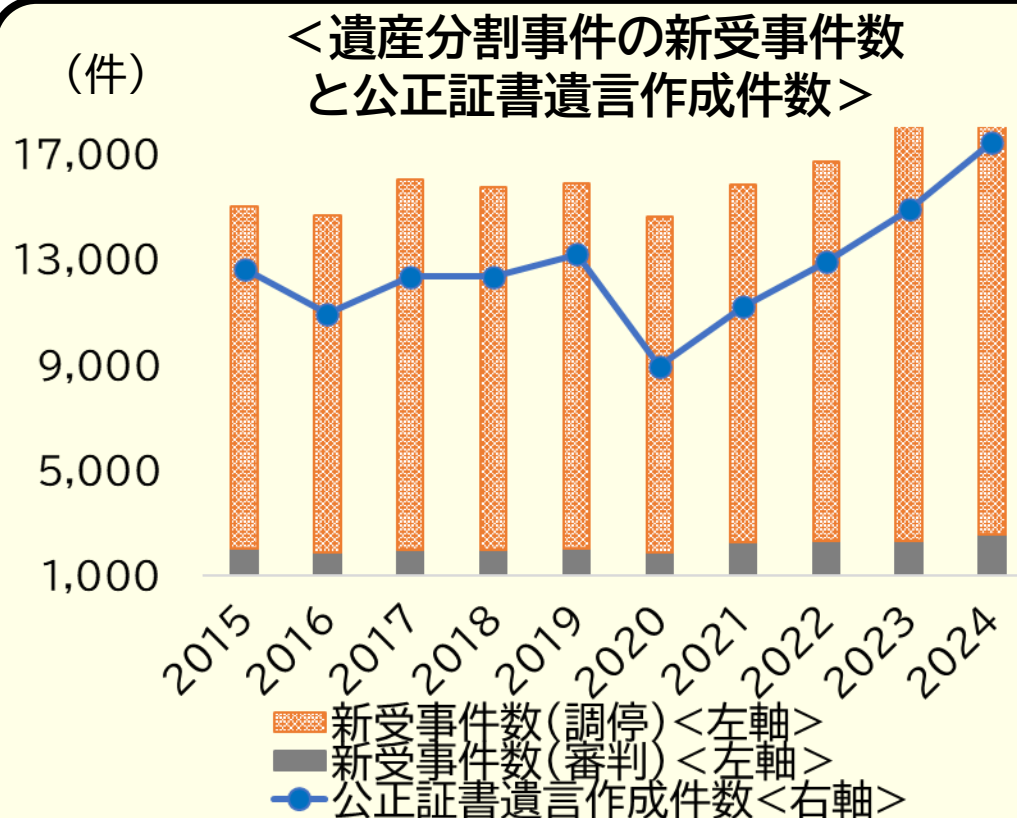




遺言書まで必要ないよ。  
きっと、家族で話し合っ  
て決めるだろう。



私はそれほど多くの資産  
を持っていないから、も  
めることはないはず。



(左軸)(出所)裁判所「平成27年～令和6年 司法統計年報(家事編)第2表」をもとに作成

(右軸)(出所)日本公証人連合会「令和6年の遺言公正証書の作成件数について」をもとに作成

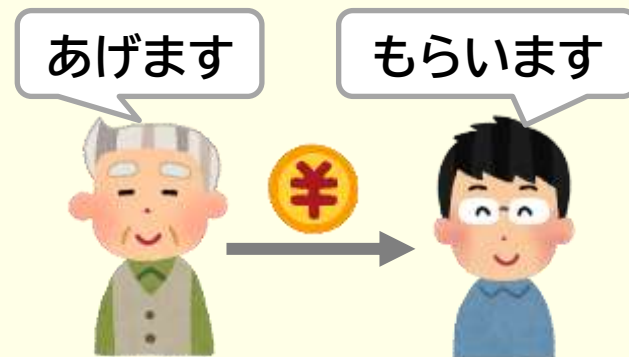
(出所)裁判所「令和6年 司法統計年報(家事編)第52表」をもとに作成



○ ご自身の財産を他者に引き継ぐ方法には、大きく分けて『**贈与**』と『**相続**』があります。

- **贈与とは、**

当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力が生じることをいいます。



- **相続とは、**

ある人が亡くなったときに、その人の財産を配偶者や子供など一定の親族が引き継ぐことをいいます。



- 誰に対しても財産を贈与できますが、贈与税がかかります。
- 贈与税には、『**暦年課税**』と『**相続時精算課税**』の2種類があります。

- **暦年課税とは**

1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与を受けた財産の合計額をもとに贈与税額を計算するものです。

- **相続時精算課税とは**

贈与を受けたときに、特別控除額および一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

**住宅取得の際の贈与税の特例**や、**結婚・子育て資金の一括贈与**を受けた場合に**一定の金額が非課税**となる制度もあります。



- 1月1日～12月31日の1年間に贈与を受けた財産の合計額に課税されます。
- **年間110万円の基礎控除**があります。
- **相続開始前7年以内の贈与額の合計額が相続財産に加算**されます。

※ (贈与財産の相続財産への加算(加算期間を3年から7年へ延長)は、2024年1月1日以後の贈与に適用されます。

また、延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。)

### <「特例贈与財産」の計算>

贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合

⇒次頁の速算表の「**特例税率**」を用いて計算します。

### <「一般贈与財産」の計算>

「特例贈与財産」以外の贈与財産を取得した場合

⇒次頁の速算表の「**一般税率**」を用いて贈与税額を計算します。

#### 【参考】直系尊属

○:父母、祖父母、養父母

×:兄弟姉妹、配偶者の父母、  
伯叔父母

基礎控除後の課税価格	特例贈与財産		一般贈与財産	
	特例税率	控除額	一般税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下			20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

➡ **贈与税 = (贈与財産 - 基礎控除額110万円) × 税率 - 速算表の控除額**

※ 2025年4月1日現在の情報です。今後の税制・法令改正等により内容が変更になる可能性があります。

※ 1年間に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方から贈与を受けた場合、按分した計算が必要になります。詳しくは国税庁ホームページ「贈与税の計算と税率(暦年課税)」をご覧ください。



○相続時精算課税は、次の要件に該当する場合に贈与者ごとに選択することができます。

※一度「相続時精算課税」を選択すると、同じ贈与者からの贈与を「暦年課税」へ変更することはできません。

### 【対象者等】

- ①贈与者:贈与をした年の1月1日に**60歳以上の直系尊属**(父母や祖父母など)
- ②受贈者:贈与を受けた年の1月1日に**18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属**(子や孫など)である推定相続人または孫

### 【贈与税の計算方法】

- 1年間の贈与額より基礎控除額(年間110万円)を差し引いた贈与額の累計が、特別控除額(2,500万円)を超えた場合、超えた部分に対し一律20%の贈与税が課税される

注:令和5年度の税制改正により、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について、相続時精算課税に係る110万円の基礎控除を創設するなどの改正がされています。



### 【相続税の計算方法】

- 贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出する。

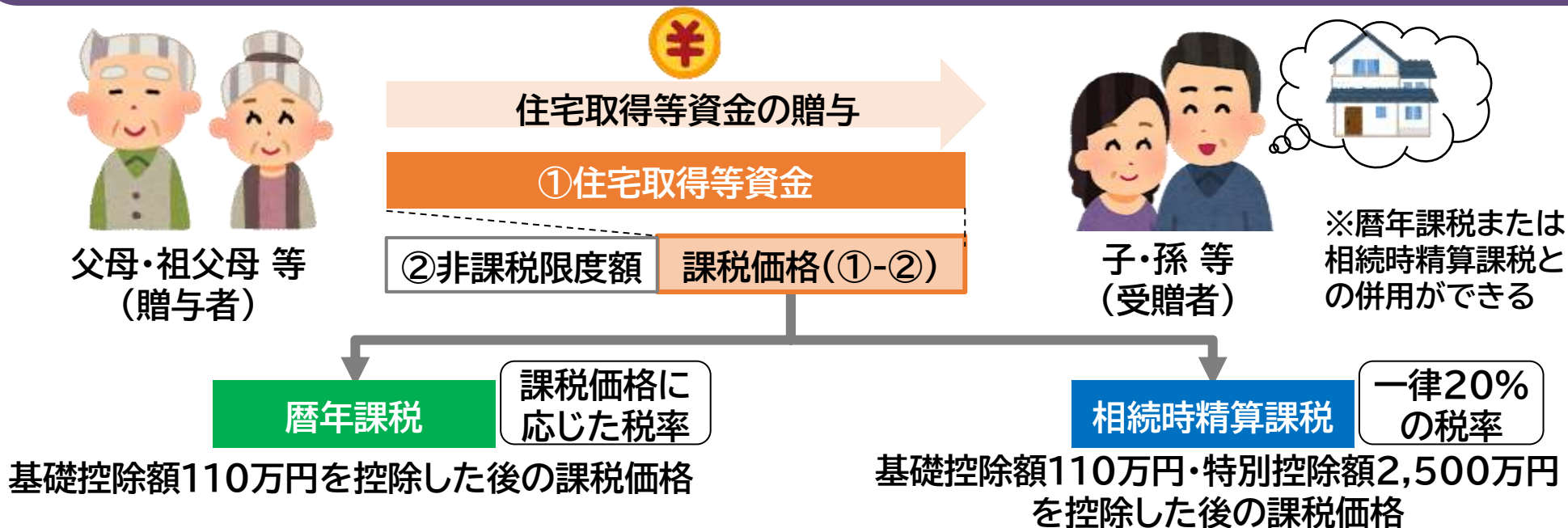
### 【手続】

- この制度を選択しようとする受贈者は、**贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して所轄税務署へ提出しなければならない。**
- 相続時精算課税選択届出書には、受贈者や贈与者の戸籍の謄本または抄本など一定の書類を添付して提出する必要がある。

注：令和5年度の税制改正により、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について、相続時精算課税に係る110万円の基礎控除を創設するなどの改正がされています。



- 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から住宅用の家屋の新築若しくは取得または増改築等（以下「新築等」）のための金銭（以下「住宅取得等資金」）の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、贈与を受けた方（受贈者）ごとに500万円（省エネ等住宅の場合は1,000万円）まで贈与税が非課税となります。





## 【非課税限度額】

\* 令和7年4月1日現在の法令に基づく内容です。

受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類に応じた金額となります。

【受贈者等の主な要件】※**いずれも**満たすこと

省エネ等住宅	左記以外の住宅
1,000万円	500万円

- 贈与時に贈与者の**直系卑属**であること
- 贈与年の1月1日において**18歳以上**であること
- 贈与年の合計所得金額が**2,000万円以下**であること
  - ※ 床面積が**40㎡以上50㎡未満**の場合、**1,000万円以下**であること
- 平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けたことがないこと
- 自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋を取得したものではないこと、またはこれらの人との請負契約等により新築もしくは増改築等をしたものではないこと
- 贈与年の**翌年3月15日までに**、住宅取得等資金の全額を充てて**住宅用の家屋の新築・取得または増改築等**をすること
- 贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していること
  - ※ 贈与を受けた時に上記の要件に該当しない場合であっても、一定の要件の下に、対象となる場合があります。
- 贈与年の**翌年3月15日までにその家屋に居住すること**、または同日後遅滞なく**居住することが確実であると見込まれること**(遅くとも同年12月31日までに居住する必要。)

【特例の対象となる家屋の要件】

\* 令和7年4月1日現在の法令に基づく内容です。

- その者が主として居住の用に供する家屋であること

新築または取得の場合	増築の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新築または取得した家屋の床面積が50㎡以上240㎡以下※で、かつ、1/2以上に相当する部分が受贈者の居住用であること ※ 受贈者の合計所得金額が1,000万円以下の場合40㎡以上</li> <li>● 取得した家屋が既存住宅の場合、昭和57年1月1日以後に建築されたもの、または地震に対する安全性基準に適合するものとして、耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵保険付証明書のいずれかに証明されたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 増改築等後の床面積が50㎡以上240㎡以下※で、かつ、1/2以上に相当する部分が受贈者の居住用であること ※ 受贈者の合計所得金額が1,000万円以下の場合40㎡以上</li> <li>● 居住の用に供する家屋について行う増改築等が、一定の工事に該当することにつき「増改築等工事証明書」により証明されたものであること</li> <li>● 増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上であること</li> </ul>

<相続時精算課税選択の特例>

平成15年1月1日から令和8年12月31日までの間に、父母や祖父母などから住宅用の家屋の新築等のための金銭の贈与を受けた場合で、次の要件などを満たす場合には、**贈与者(父母や祖父母など)が60歳未満であっても相続時精算課税を選択**することができます。

※ 対象となる受贈者の要件、家屋の要件は基本的に上述の「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」と同じ。ただし、床面積は**40㎡以上**が対象であるほか、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、かつ、贈与者の**直系卑属(子や孫など)である推定相続人または孫**。



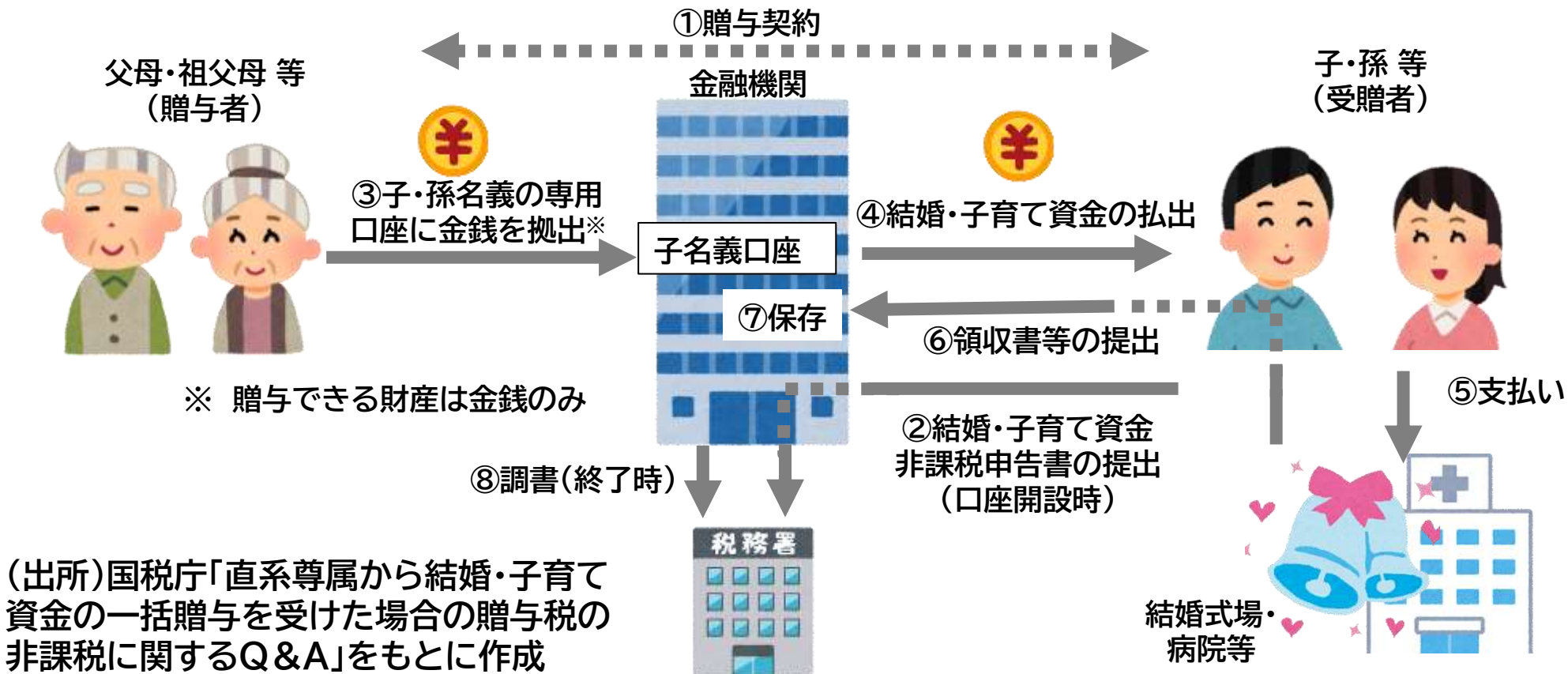
- 18歳以上50歳未満の方が、『結婚・子育て資金に充てるため』、直系尊属(父母・祖父母など)から一定の条件のもとに『一括贈与』を受けた場合、『一定の金額が非課税』となります。

設定期限	令和9年3月31日まで
概要	父母・祖父母等が金融機関の子・孫の名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合、1,000万円まで(結婚に係る費用は300万円まで)非課税となる。
贈与者	父母、祖父母などの直系尊属
受贈者	子・孫など(18歳以上50歳未満の個人、前年の合計所得1,000万円以下)
結婚・子育て資金の範囲 ※1	①結婚に際して支出する費用(挙式・結婚披露宴、家賃・敷金、引越費用等) ②妊娠・出産・育児に要する費用(不妊治療、産後ケア、ベビーシッター等)
終了	受贈者が50歳に達した日または受贈者が死亡した日のいずれか早い日に終了。 口座の残高が0円になり契約終了の合意があった場合も終了。 ※ 一括贈与契約後は、贈与した方に資金を戻すことはできません。
贈与者死亡時	相続税の申告が必要になる場合がある。※2
契約終了時	贈与税の申告が必要になる場合がある。※2

※1 結婚・子育て資金の範囲等に関する情報については、こども家庭庁(内閣府)ホームページをご覧ください。

※2 詳しくは、国税庁ホームページの「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

<結婚・子育て資金の一括贈与の仕組み>



【受贈者において必要な手続き】

- ・「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関を通じて所轄税務署長に提出する。(図②)
- ・金融機関から払い出した金銭については、結婚・子育て資金の支払いに充てた領収書を一定の期限までに金融機関に提出する。(図⑥)



- ある人が亡くなったときに、『その人の財産を配偶者や子どもなど一定の親族が引き継ぐこと』をいいます。
- 相続では、亡くなった人を「被相続人」、被相続人の財産を引き継ぐ人を「相続人」、被相続人の財産を「遺産」または「相続財産」といいます。



亡くなった人  
(被相続人)



被相続人の財産を引き継ぐ人  
(相続人)



遺産  
(相続財産)



相続税の申告・納付(10か月以内)

被相続人の所得税の申告・納付(4か月以内)

相続放棄・限定承認(3か月以内)※1

相続が発生したら、まず確認

遺言書の有無の確認

相続人の調査・特定

故人の出生～死亡時の戸籍謄本から、法定相続人の範囲を確定

相続の対象となる財産の調査・特定

必要に応じて相続放棄・限定承認の手続き

故人の所得税の申告・納付(準確定申告)

<遺言書あり>

遺言分割・  
名義変更

遺言に従い  
遺産承継

相続税計算

相続税の申告・納付

<遺言書なし>

遺産の分割の話し合い

遺産分割協議書の作成※2

遺産分割・名義変更

相続税計算

被相続人の死亡(相続の発生)

※1 3か月を過ぎた場合は単純承認

※2 10か月以内に遺産分割協議が成立しない場合、法定相続分または包括遺贈の仮定で相続税を申告・納付。協議成立後、相続税の修正申告・更正請求が可能。



- 現金や預貯金、株式などの有価証券、土地・建物などの不動産のようなプラスの財産だけでなく、『ローンなどのマイナスの財産も相続の対象』になります。

## プラスの財産(例)

・現金、預貯金



・有価証券(株式、投資信託、国債など)

・不動産(自宅、土地など)

・自動車

・美術品



・貴金属(宝石、金地金など)

・ゴルフの会員権



など

## マイナスの財産(例)

・借入金(住宅ローン、自動車ローン、その他の借入金)

・連帯債務

など





- 被相続人が亡くなると相続が開始され、被相続人の財産は、『**原則として法定相続人**（民法で定められた範囲の相続人）**に引き継がれます**』。

### <相続人が複数いる場合の遺産分割>

- 相続人全員が民法で定められた取り分の割合（法定相続分）に従って遺産を共有します。

#### 【共同相続】

- ✓ 相続人が複数いる場合の相続のこと。
- ✓ 「**遺産分割**」手続きを行い、各遺産の相続先を決めて共有状態を解消する必要があります。



#### 【**遺産分割協議**（話し合い）】

→ 成立しない場合、家庭裁判所の調停または審判による。

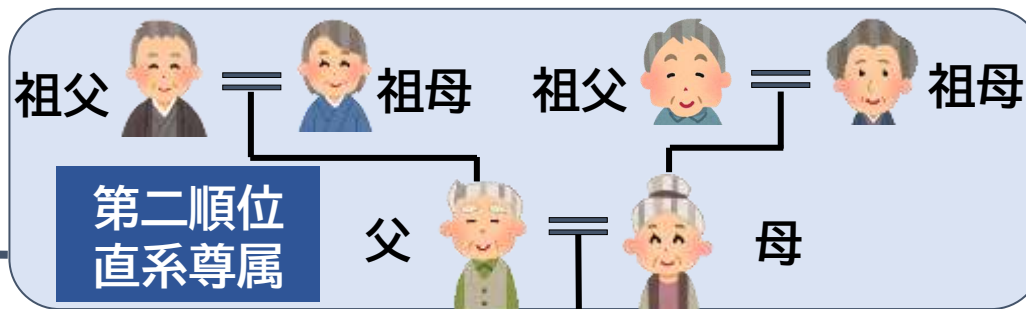




○ 法定相続人となるのは、亡くなった人の『配偶者』と『血族』(※)で、範囲と順番がきまっています。

※ 故人の子、孫などの直系卑属、父母や祖父母などの直系尊属、兄弟姉妹など

<法定相続人の範囲>

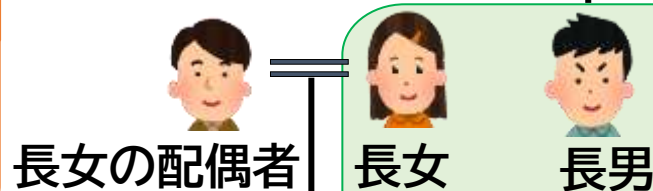


故人により近い世代(父母)が優先

相続人になるはずだった兄弟姉妹が亡くなっている場合、その子(故人の甥、姪)が相続人となる(代襲相続)



- 故人により近い世代(子)が優先
- 相続第一順位となる子が亡くなっており、その子の子(故人の孫)がいる場合、孫が第一順位の法定相続人となる(代襲相続)





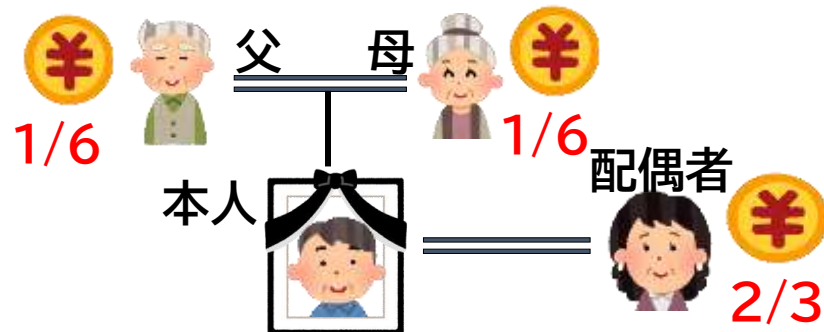
- 法定相続分とは、『法定相続人が複数いる場合に、それぞれが引き継ぐ遺産の割合の目安』で、相続人の組合せに応じて決まります。
- 同じ順位の人が複数いるときは、『人数に応じ均等』に按分します。

### <法定相続分の割合>

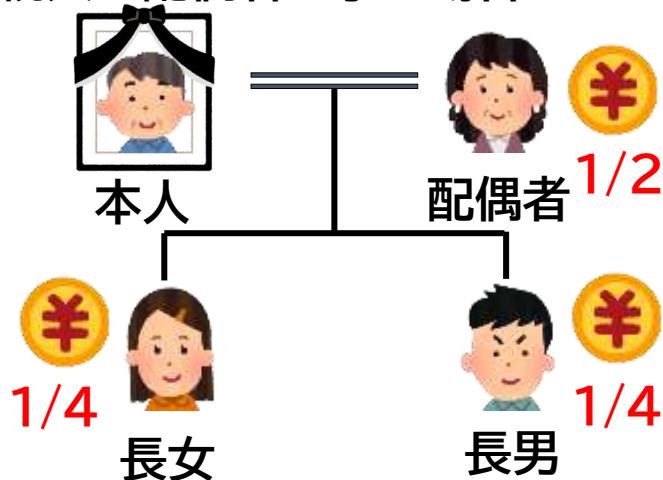
- 相続人が配偶者のみの場合



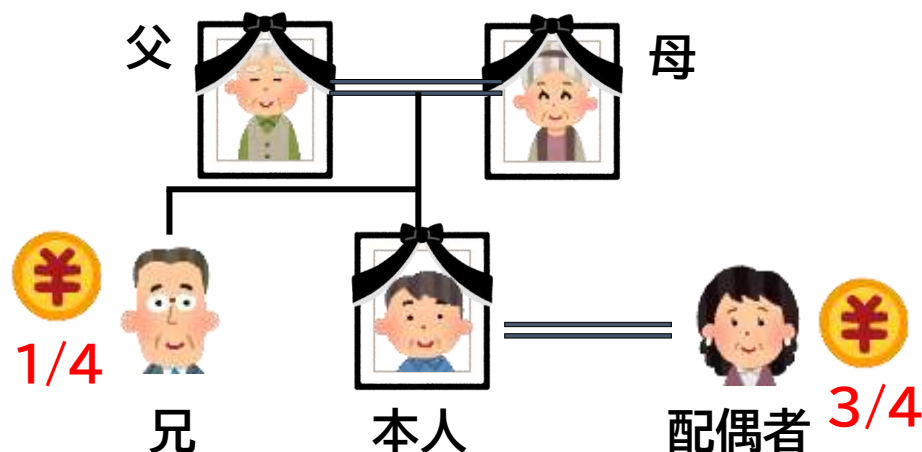
- 相続人が配偶者と親(直系尊属)の場合



- 相続人が配偶者と子の場合



- 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合





- 遺言(「ゆいごん」または「いごん」)は、『生前の意思を自分の死後に実現するための制度』で、満15歳以上であれば利用できます。

遺言によって、財産を家族や家業の実状に応じて引き継いだり、公益活動を行っている団体に寄附したり、自らの意思に沿って次世代に承継することができる。

### <遺言がない場合>

遺言がない場合には、相続人全員による遺産分割協議が必要だが…

- 相続人どうしの住まいが遠い場合には全員集まることが容易ではない。
  - 故人の生前の想いが具体的に伝わりにくい。
- ⇒ 全員参加・全員同意は簡単ではない。



相続がスムーズに進まないおそれ

### <遺言がある場合>

- 相続人全員による遺産分割協議が不要になる。
- 故人の生前の想いを具体的に伝えられる。

相続人の相続手続きの負担の軽減や、遺産分割における争いの防止につながる

### <遺言が特に有用なケース>

- 子どもがない
- 特定の相続人に財産を多く与えたい
- 相続人以外に財産を与えたい
- 相続財産を分割しにくい(例:不動産)
- 法定相続人がいない



### <遺言の作り方>

- 遺言は、遺言を作成した人(遺言者)が亡くなったときから効力を生じる。
- 遺言の解釈をめぐる混乱や争いが生じることがないように、民法は、遺言の作り方として普通方式と特別方式の2つを定められている。これらの方式によらない遺言は無効。

### <普通方式の遺言>

- 遺言者が自分ひとりで作成する「自筆証書遺言」、遺言者が口授(口頭で伝えること)した内容を公証人が筆記し、遺言者の手元と公証役場でそれぞれ保管する「公正証書遺言」、遺言の内容は秘密にしたまま遺言書の存在だけを公証する「秘密証書遺言」がある。
- 普通方式の遺言では、遺言者がしっかりと内容を検討しながら、時間をかけて遺言を作成することができる。

### <特別方式の遺言>

- 命の危機が迫っているような特殊・緊急の状態で作成する遺言。  
(例: 船や飛行機を利用中に危機が迫っている状態、病気や怪我で生命の危機が迫っている状態)



○それぞれの遺言の長所・短所は以下のとおりです。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作成に費用がかからず、いつでも手軽に書き直せる</li> <li>● 遺言の内容を自分以外に秘密にすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律知識がなくても、公証人という法律の専門家が遺言書作成を手がけてくれるため、無効になる可能性が低い</li> <li>● 勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがない</li> <li>● 家庭裁判所での検認の手続が不要</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の要件を満たしていないと、遺言が無効になるおそれがある</li> <li>● 紛失したり、忘れ去られたりするおそれがある</li> <li>● 勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがある</li> <li>● 遺言者の死亡後、遺言書の保管者や相続人が家庭裁判所に遺言書を提出して、検認の手続が必要になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 証人2人が必要</li> <li>● 費用や手間がかかる(遺言書の作成費用は、目的の価額に応じて設定される)</li> </ul>

(出所)政府広報オンラインをもとに作成



○それぞれの遺言の作成方法は以下のとおりです。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺言の全文、日付、氏名を自分で手書きし、押印をする</li> <li>● 遺言書の本文はパソコンや代筆で作成できないが、自署によらない財産目録の添付は可能(※自署によらない財産目録を添付する場合、全てのページに署名と押印が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公証役場で証人2人以上の立会いの下、遺言者が遺言の趣旨を公証人に述べ、公証人の筆記により作成される</li> <li>● 遺言書の原本は、公証役場で保管される</li> </ul>

### 自筆証書遺言書保管制度(2020年～)

- 法務局で形式要件チェックのうえ保管。
- 紛失、書き換えされるおそれが無くなる。
- 従来 of 自筆証書遺言と異なり検認が不要。
- 遺言者が指定した方への死亡時通知も可能。

(出所)政府広報オンラインをもとに作成



○遺言に書けることには、法的な効果を持たせることができる「**遺言事項**」と、法的な効力を持たない「**付言事項**」があります。

### <遺言事項>

遺言事項については、法律で定められており、主な遺言事項は次のとおり。

#### 【主な遺言事項】

相続に関する事項	内 容
相続分の指定	相続人が相続する割合を <b>法定相続分とは異なる割合で指定できる</b> 。この指定を第三者に委託することもできる。
遺産分割方法の指定	遺産分割を行う方法を指定できる。遺産分割の方法には <b>現物分割、換価分割、代償分割</b> などがある。また、相続開始から5年以内に限り遺産分割を禁止できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現物分割: 自宅は配偶者へ、預金は子へ、というように、遺産を現物のまま各相続人に引き継ぐ方法</li> <li>・換価分割: 遺産を売却して金銭に変えて各相続人に引き継ぐ方法</li> <li>・代償分割: 不動産のように分割しづらい遺産を、特定の相続人が現物のまま相続し、その相続人が他の相続人に代償金を支払う方法</li> </ul>



## 【主な遺言事項(続き)】

相続に関する事項(続き)	内 容
推定相続人の廃除および廃除の取消し	<p>遺留分を有する推定相続人について一定の事由(遺言者に対する虐待、重大な侮辱、その他の著しい非行)がある場合、家庭裁判所に請求して、その人物の相続権をはく奪することを廃除という。</p> <p>遺言により、廃除の意思表示・生前廃除の効力の取消しの意思表示をすることができる(これらの場合、遺言執行者が家庭裁判所に廃除の申立を行う)。</p>
遺贈	<p><b>遺言によって財産の全部または一部を与える処分行為</b>(遺贈を受ける人のことを受遺者という)。</p> <p>遺贈を行うことで、<b>相続人以外の人にも財産を引き継ぐことが可能</b>。</p> <p>遺贈には、特定の財産を受遺者に与える<b>特定遺贈</b>と、財産の全部または一定割合で示した部分を受遺者に与える<b>包括遺贈</b>がある。</p>
一般財団法人設立のための寄附	<p>一般財団法人を設立する意思表示し、定款に記載すべき内容を定めることができる(遺言執行者が、遺言に基づいて定款の作成、財産の拠出などを行う)。</p>
信託の設定	<p>信託は、当事者間の契約(信託契約)により設定することが一般的だが、信託を引き受ける人や信託を設定する目的などを遺言で定めることで設定可能。</p> <p>遺言によって設定される信託は、遺言者が亡くなったときに効力が発生する。</p>



## 【主な遺言事項(続き)】

遺言執行者に関する事項	内 容
遺言執行者の指定	遺言執行者を指定すること、また、遺言執行者の指定を第三者に委ねることができる。遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、遺産の管理や遺言の執行に必要となる一切の手続きを行う。

※ 遺言事項としては、この他、身分に関する事項(認知、未成年後見人などの指定、祭祀の承継者の指定)などがある。

## 【遺言執行者とは】

- 遺言の執行(=遺言の内容を実現すること)に必要な一切の手続きを行う人のこと。
- 相続人や受遺者が遺言執行者となる場合もあるが、信託銀行や信託会社などの法人や弁護士などの専門家を遺言執行者に指定するケースも多い。
- 遺言執行者は、単独で手続きを進めることができる権限を有しており、相続人であっても、勝手に遺産を処分することはできない。

遺言執行者がいない場合、相続手続きには、原則として、相続人・受遺者全員の合意が必要。

相続人・受遺者が多数であったり、利害の対立が生じたりすると、合意形成に時間を要し、なかなか遺言が執行できないこともある。



### <付言事項とは>

遺言事項以外の事柄(遺言を書いた経緯やそこに込めた思い、大切な人たちへのメッセージなど)は、**法的な効力を持たない「付言事項」**として遺言に書き添えることができる。

特に法定相続分と異なる割合で財産を引き継ぐ内容の遺言の場合などは、相続人がその内容に疑問を感じることも考えられる。

法的な効力はないが、なぜこのような内容にしたのかを記しておくことで、相続人の理解が得られやすくなり、円滑な遺言の執行が期待できる。

### 【付言事項の例】

- 「私が亡くなった後も、家族仲良く暮らしてください。」
- 「私が亡くなった後の妻〇〇の生活が心配なので、私の財産のすべてを妻〇〇に相続させることにしました。子供たちはこのことを十分に理解してください。」
- 「私の葬儀は、家族葬で行ってください。」



○ 遺言は、『遺言者がいつでも、その内容の全部または一部を撤回することができる』と民法で定められています。

- 遺言者が遺言を作成してから亡くなるまでには相当程度の期間があるため、民法では、その間の財産の変動や、財産の引き継ぎ方などについて遺言者の心情の変化を想定。
- 例えば、以前作成した自筆証書遺言を公正証書遺言により撤回することや、その逆も可能。ただし、遺言の撤回のために作成した遺言に不備がある場合は、無効となる可能性がある。
- また、前の遺言書と後の遺言書の内容が抵触する場合や、遺言者が故意(自らの意思)によって遺言書を破棄したり、目的物を破棄した場合は、撤回について明確な意思表示がされていなくても、遺言者に遺言を撤回する意思があったものとして扱われる。



- 以下のような場合には、撤回について明確な意思表示がされていなくても、遺言者に遺言を撤回する意思があったものとして扱われる。

遺言者が複数の遺言を作成しており、その内容が互いに抵触している場合



抵触している部分については、最も新しい日付で作成された遺言の内容を優先。

遺言者が遺言の内容と明らかに両立しない財産の処分を行っていた場合



遺言で子に与えると記載した不動産を、遺言者が生前に第三者に譲渡した場合などは、遺言を撤回したとして扱われる。

遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄した場合



破棄された部分について遺贈撤回として扱われる。

遺言者が故意に遺言を破棄した場合（焼却、切断、抹消など）



破棄された部分について撤回されたものとして扱われる。公正証書遺言は、原本が公証役場に保管されているため、遺言者の手元にある正本や謄本を破棄しただけでは撤回の効力は生じない。

自筆証書遺言書保管制度(2020年～)を利用した場合の遺言の撤回

- 法務局に対して保管申請の撤回の手続きを行う



- 遺言書が手元に戻るだけでその遺言書の効力はなくならないので、戻った遺言書を破棄するか新たな遺言書を作成するなどの必要がある



- 亡くなった人の配偶者、子などの直系卑属、父母などの直系尊属について、『民法で保障されている最低限の遺産の取り分』をいいます。

### <遺留分の割合>

【遺留分を侵害する内容の遺言があった場合】

遺留分を有する相続人は、**遺留分侵害額請求を行うことが可能**

例：配偶者と息子2人がいるケースで、「長男のみにすべての財産を相続させる」との遺言があった場合

⇒遺留分を有する配偶者と次男は、長男に対し遺留分侵害額請求が可能

相続人のパターン	全体の遺留分	相続人の遺留分		
		配偶者	子	父母
配偶者のみ	1/2	1/2	—	—
配偶者と子	1/2	1/4	1/4	—
配偶者と父母	1/2	1/3	—	1/6
配偶者と兄弟姉妹	1/2	1/2	—	—
子のみ	1/2	—	1/2	—
父母のみ	1/3	—	—	1/3

兄弟姉妹に遺留分はありません。



- 相続または遺贈により財産を取得した人に課される相続税は、のこされた家族の生活などへの配慮から、『**一定の条件を満たした相続人**』について、『**控除を受けられる**』制度があります。

### <基礎控除>

のこされた家族の生活保障などの観点から設定されている、相続税が課税されるかどうかのボーダーラインとなる金額のこと。基礎控除額は、次の算式により求められる。

$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

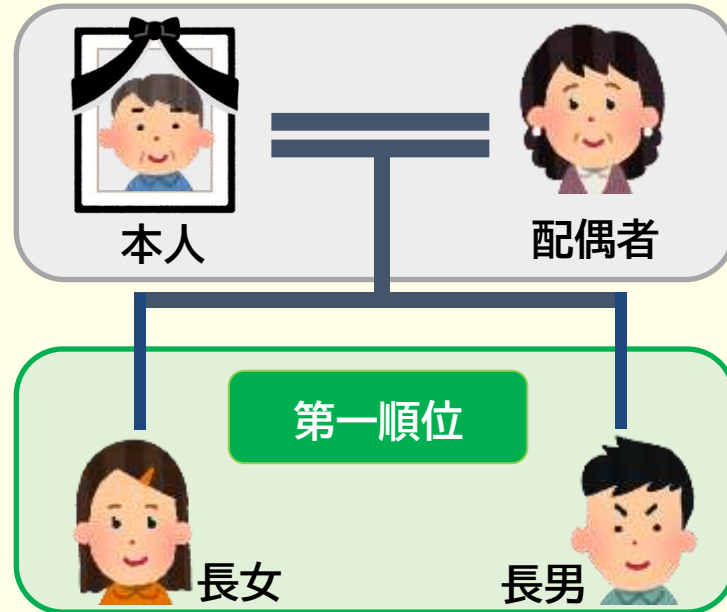
(例えば・・・)

夫と妻、子2人がいる家庭で、夫が亡くなった場合

→法定相続人は妻と子2人の計3人

→基礎控除額： $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3人$   
 $= 4,800\text{万円}$

⇒正味遺産額が4,800万円を下回るのであれば、相続税は課税されない。





### <配偶者の税額の軽減>

故人の配偶者は、法定相続分相当額か、1億6,000万円のどちらか多い金額までは相続税は課税されない。本制度の適用を受けるには原則として10か月の期限内に相続税の申告を行う必要がある。

### <障害者の税額控除>

相続人が85歳未満で障害をお持ちの場合、福祉の推進のため、一定金額を控除することが認められている。一般障害者と特別障害者の2つの区分がある。

### <未成年者の税額控除>

相続人が未成年の場合、相続人が18歳になるまでの養育費を考慮して、一定額の控除が認められている。

### <贈与税額の控除>

相続税の課税価格に加算される財産の贈与に対して贈与税を支払っていた場合、二重に税金を支払うことになるため、支払った贈与税の金額を相続税から差し引くことができる場合がある。

### <相次相続控除>

今回の相続開始前10年以内に、祖父から父、父から子のように続けて相続があった場合、2回目の相続で、1回目の相続税の一部を差し引くことができる。

### <死亡保険金の非課税金額>

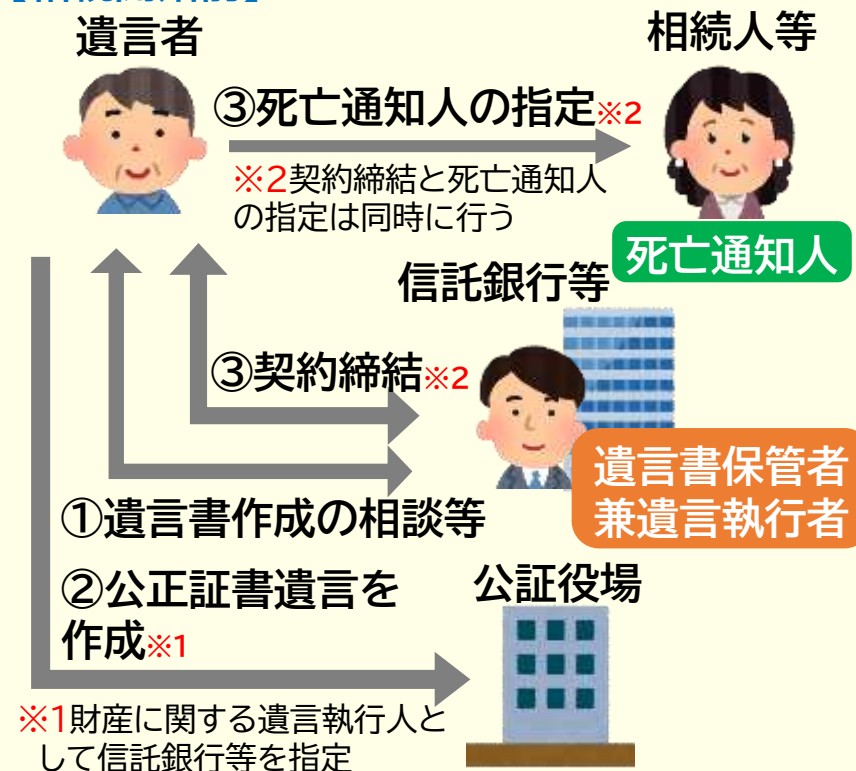
相続人が死亡保険金を受け取る場合、「みなし相続財産」として、相続税の課税対象になるが、「500万円×法定相続人の人数」が非課税金額となる。

他にも個々人の状況に応じ、適用できる制度もありますので、詳細は税理士などの専門家に相談されることをお勧めします。

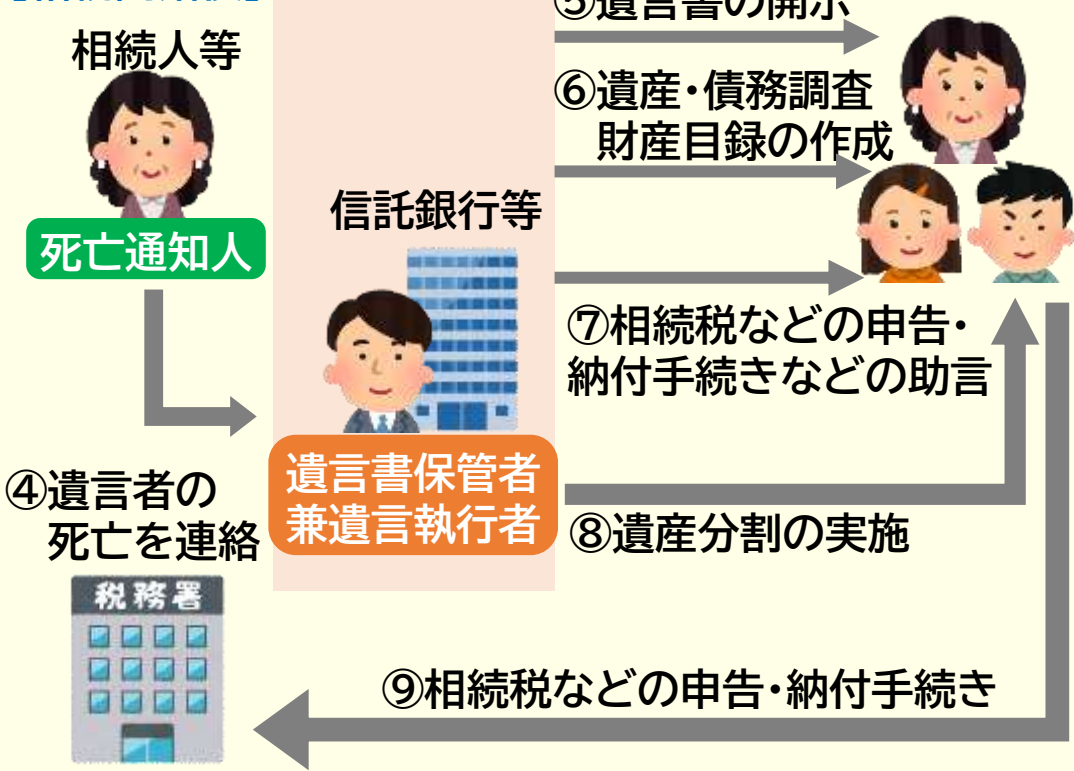


- 信託銀行等※では、遺言書作成の事前相談や遺言書の保管、相続開始後の遺言執行などの業務を『遺言信託』として提供しています。

## 【相続開始前】



## 【相続開始後】

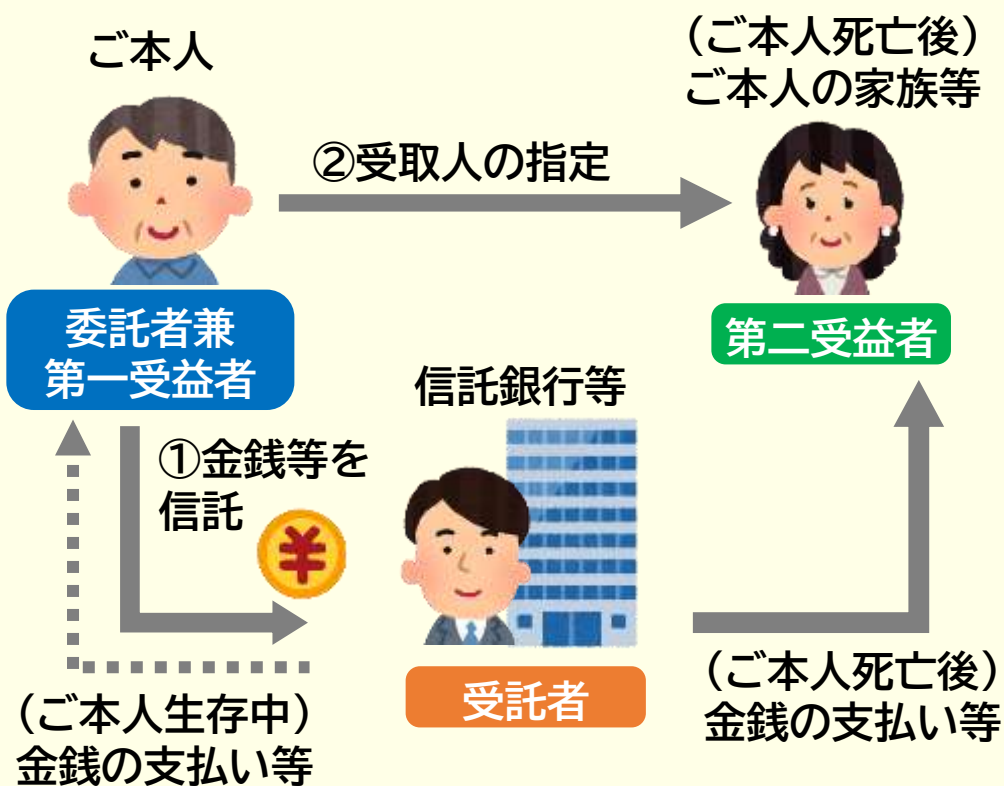


(出所)信託協会WEBサイト「遺言信託」より作成

※ 本資料では、信託銀行等をはじめとする信託兼営金融機関や信託会社を信託銀行等といいます。



- 『遺言代用信託』とは、信託銀行等に財産を信託し、生存中は本人を受益者として本人のために管理・運用してもらい、亡くなった後は、家族などを受益者と定めることによって、家族などに財産を引き継ぐことができる信託です。



- ご本人[委託者]が生存中は、通常と同じように、ご本人が金銭の支払いを受けることもできる。
- 信託契約では、ご本人が生存中の資金の受け取り方法、お亡くなりになった後の資金の受取開始時期や受取額・受取方法などを決められる。
- 例えば、まとまった金銭を葬儀費用やご家族の当面の生活費として一度に受け取ることや、年金のような定時払い方式で受け取ることができる。



- 相続人の依頼により、すでに発生している相続をサポートする仕組みです。
- 信託銀行や弁護士・司法書士・行政書士などは、相続人全員から委任を受けて代理人となり、財産の調査や財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産分割の実施(預貯金・有価証券などの換金・名義変更や不動産名義変更、相続人への引渡しなど)などを行います。

